

議案第 43 号

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部改正について

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市少子化対策推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「行動計画」という。）及び」を削る。

第 2 条中第 1 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 1 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(2) その他市長が必要と認める事項

第 7 条中「こども家庭課」を「こども未来課」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。